

会議録

会議の名称	平成26年度第5回行財政改革推進委員会
開催日時	平成26年12月19日（金曜日） 午前9時から11時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長 原田久副委員長（途中退席）上野淳委員、鈴木文彦委員 中村良二委員 田中巖委員 牧野美佐子委員 事務局：池田企画部長 飯島企画部参与 小関企画政策課長 柴原財政課長 南企画部主幹 近藤企画政策課主査 高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査 坂庭企画政策課主任
欠席者	委員：田中紀子委員
議題	1 地域経営戦略プラン2010 平成25年度取組状況について 2 第4次行財政改革大綱アクションプランについて 3 公共施設等跡地活用方針（案）について 4 公共施設等総合管理計画について 5 公共施設の個別課題に係る考察について 6 その他
会議資料の名称	資料1-1 地域経営戦略プラン2010 平成25年度取組状況一覧表（進捗状況変更の理由） 資料1-2 地域経営戦略プラン2010 平成25年度取組状況一覧表 資料2 第4次行財政改革大綱アクションプランへの実施項目等の加除の検討について 資料3 公共施設等跡地活用方針（案） 資料4 公共施設等総合管理計画について 資料5 個別課題の考察
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

（開会）

議題1 地域経営戦略プラン2010 平成25年度取組状況について

○横道委員長：

それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

(資料1-1に沿って説明)

田中(巖)委員：

説明以外で2点意見を申し述べます。

1点目は、資料の事前送付が直前過ぎるので、もう少し前に送付してください。

2点目は、委員会に参加するにあたり、既に枠組みが決まっているので発言し難いです。2年間の任期内で仕事をやり遂げるような枠組みとしていただきたい。

○横道委員長：

資料は事務局にも都合があると思いますが、なるべく早く送付できるように努力してください。

枠組みについては、既にある枠組みのなかで議題が設定されているので、議題に沿ったなかでご意見をお願いします。

○上野委員：

行財政改革推進本部の位置づけと、地域経営戦略プランの進捗管理の仕組みについて教えてください。

○横道委員長：

当委員会は、市長から委嘱を受けた諮問機関です。一方の行財政改革推進本部は、市長をトップとする市の執行部からなる内部組織で、実際に行財政改革を進めるのは行財政改革推進本部です。

○事務局：

最終的な評価は行財政改革推進本部で確認して、行財政改革推進本部が判断の理由を付して、市の行財政改革を中心的に進める機関として進めています。

○横道委員長：

当委員会は市長の諮問機関として、行財政改革大綱の骨子を提言し、それに基づいて市長を先頭に行財政改革大綱が作られ、その取組経過について行財政改革推進本部がA、B、Cの三段階の自己評価を行います。それを毎年度当委員会に報告をし、進捗状況や進め方について、当委員会がチェックし、意見するという流れになっています。

○田中(巖)委員

資料1・資料2のように、資料が文面整理されていると、当委員会での議論というのは表現上の問題をチェックするということなのではないでしょうか。私は評価のやり方そのものについて意見があるのですが。

○横道委員長：

この議題は、行財政改革推進本部が毎年のローリングで各事業についてどのように評価をしたかという報告です。しかし、この報告を見て、この取組の進捗状況の遅延等に疑問があるとか、方法について意見を出すといったことを求められています。

○田中（巖）委員：
評価の対象の事務事業の数と、当委員会に任された4事業という外部評価の選定について疑問があります。

○横道委員長：
それはこの行財政改革大綱の取組状況とは別の評価ですので、事務事業評価を行う場面でご意見を頂ければと思います。

議題2 第4次行財政改革大綱アクションプランについて

○横道委員長：
議題2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：
（資料2に沿って説明）

○横道委員長：
今の事務局の説明について何かご質問等ございますか。
第4次行財政改革大綱アクションプランは、第4次行財政改革大綱において網羅的に述べられている取組内容を、個別具体的な取組としてまとめていることと、この内容を毎年度見直しして、新たな実施項目の追加や取組が終了した事業を整理し、機動的な実施を図るために作られたものです。この議題は、その見直しにおける追加・削除項目の案を事務局から提示されたものです。

議題3 公共施設等跡地活用方針（案）について

○横道委員長：
議題3について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：
（資料3について説明）

○牧野委員：
任期2年間で様々な議題が出てくると思うのですが、当委員会の中でのプライオリティはどうなっているのでしょうか。私はこの公共施設の適正配置が一番大きな課題なのかと思っています。

○事務局：
公共施設の適正配置については、国から求められている公共施設等総合管理計画の策定や、今後の施設更新需要と財政負担を考えた場合の平準化など検討しなければならない課題が多くあります。これまでも市では先行的に取組んできたと考えておりますが、改めて重点を置いて検討していく過程で、行財政改革推進委員会の皆様からご意見を頂きたいと考えております。

○横道委員長：
当委員会の役割のひとつが行財政改革大綱の策定に関わる答申ですが、行財政改革大

綱はこの春にできて間がないので、今回の任期では策定することはないと思います。

それ以外の大きな課題についても検討をしていきますが、国の動きや、西東京市の現状を踏まえて、公共施設等の適正配置や、公共施設の跡地活用方針といったものは、大変重要なものとして当委員会も検討していくべきものです。

事務局に確認ですが、本議題の公共施設等跡地活用方針と、平成23年11月の公共施設の適正配置等に関する基本計画と、平成23年3月に策定した公共施設の適正配置に関する基本方針は、今後どういった取扱いになるのですか。

○事務局：

公共施設の適正配置に関する基本方針については、公共施設等総合管理計画に性質が近いものであるため、そちらに改定する形で検討していきます。公共施設等跡地活用方針については、公共施設等総合管理計画に引き継ぐことを考えていますが、公共施設等総合管理計画を策定する前に、公共施設等跡地活用方針を立てたいと考えています。

○横道委員長：

今後見直しの可能性を含みながらも、公共施設の適正配置に関する基本方針を受ける形で公共施設等跡地活用方針を立てるということですね。

○事務局：

公共施設の適正配置に関する基本方針については見直すことになっています。

原田副委員長：

公共施設の適正配置に関する基本方針と、公共施設跡地等活用方針は、重複する部分が多いのではないのでしょうか。前方と後方の関係、それとも上位と下位の関係にあるのか、どのように整理されているのですか。

○事務局：

公共施設の適正配置に関する基本方針から、抜き出して特化しているとお考えください。今後の考え方にも記載させていただいていますが、これを基本方針の一部として継承させて頂く前提で、跡地の活用についてご議論いただきたいと考えています。

○横道委員長：

跡地活用方針は従来の考え方から大きく変化する、大胆な提案を事務局はしてきました。多くの場合、公共施設が統合や廃止された場合に、他の施設に転用をしてきました。そのため公共施設の敷地面積も、延べ床面積も増加を続けてきました。しかしながら時代は変化し量的適正化をどのように図っていくかという時代になっています。

○鈴木委員：

公共施設等跡地活用方針は非常に斬新な方針ですが、総量抑制が前提と考えると最終的な判断の選択肢は、売却するか、貸し付けるか2択であると考えられます。これに新たな行政ニーズに応える施設を作るという視点を加えると、公共施設の適正配置に関する基本方針と変わらないものとなってしまいます。

○事務局：

具体的に売却、貸付の方針を決める前に、ある比較的大きめな公共施設が廃止されたときには、分散化されている施設を集約化するために一定使用したいと考えています。また集約される側の小さめの公共施設の跡地については売却を考えています。

○原田副委員長

市民の意見の聴取のところで、複合化、転用を図る場合は地域住民への説明会、廃止、移転、大規模改修の場合は利用者への説明会となっていますが、書き分けた趣旨はどのようなものですか。

○事務局：

地域住民への説明会はどちらの場合も開催します。廃止、移転、大規模改修の場合は、地域住民への説明会の他に利用者説明会も実施するという意味合いで記述したのですが、誤解のないように改めさせていただきます。

○横道委員長：

資料3のフロー図を改善できませんか。

○鈴木委員：

フロー図に関連して、資料4の公共施設適正配置・有効活用の視点と、跡地活用方針は一体化できると思います。一体化しないで、別に扱うという前提であれば、それ相応のオリジナリティが必要で、それがあって区別できるものと考えます。資料4の説明を聞いてから改めて申し述べます。

○横道委員長：

資料3のフロー図を見ると、売却・貸付等ができない余剰地を、新たな行政ニーズに使うというように読めますが、これはどういうイメージで描かれているのですか

○事務局：

全体として大きな土地を想定しました。前提として、その大きな土地の全てを公共施設の跡地活用に使って良いものなのかという思いがありました。例えばAという一定の福祉ゾーンを作り、Bという部分を売却し、最後に残ったところを地域の方々にも使っていただけるようにすることを想定しています。余剰地と記載してあるため、土地を切り分けて、余った端を使ってくださいという感じを受けてしまうかもしれませんが、この場所を地域のために使えるという場所を設定する想定で記述しています。地域の要請を一定受け入れなければならない場面を想定していたため、それを新たな行政ニーズへの対応という言葉で表現させていただいています。

○牧野委員：

物理的に売却・貸付ができないということではないですね。

○事務局：

様々な場面が想定されますが、必ずしも、隅の変形地だからそこを市民に使ってくださいという考えで記述しているわけではありません。

○横道委員長：

新たな行政ニーズに対応すると記述されると、もっと大きなニーズへの対応という感じを受けます。しかし、余剰地という記述は売れ残りの土地のように思えます。

事務局：

優先順位としては、公共施設の総量抑制の関係と、財源確保の関係は必要なものと考えています。当然それらを優先的に考えた上で決定しますが、売れ残りをイメージしてはいません。

○横道委員長：

公共施設の基本的な考え方に付随する考え方を示したということでしょうか。

○事務局：

こういった観点も加えていく必要があるだろうというものです。フロー図上での、市民ニーズの把握という意味では、複合化の検討段階でも、市民ニーズは捉えているものと考えています。

○原田副委員長：

このフロー図に新たな市民ニーズへの対応という記述を最後に残してしまうと、何の意味もないというフロー図にもなりかねません。新たな行政ニーズへの対応という項目があると、跡地活用方針ができる前と変わらず、売却せずに行政が使い続けるという道が残り、何も減らないのではないかというのが委員長のご意見だと思います。私も同様に思います。基本的に売却という考えがあって、近隣の緑地配置状況を踏まえ一部を緑地として使うといった極めて限定された活用にしていかないと、このフロー図の特色がなくなってしまうと考えます。

○横道委員長：

委員の皆様が同意できるかはわかりませんが、今までの歴史的な流れは基本的に公共用地の面積を拡大してきて、様々な施設を配置してきました。跡地活用方針はそれを逆転させるイメージです。公共施設を減らしていく、或いは統合、複合化していくことにあわせて、土地も減らしていく。その過程で余剰地の売却益を施設整備に充てていくことが基本で、新しい行政ニーズへの対応は本当に余った残地くらいでしか対応しないことがはっきりするのであれば、一つの考え方としてありうると思います。

鈴木委員：

例えばフロー図の最下部の矢印以下を削除して、転用の下に新たなニーズへの対応を追記してはいかがでしょうか。

○横道委員長：

そこが微妙な判断になるのは、原田副委員長も述べられたように、新たな行政ニーズというものは無限にあります。したがって、空地となった場所は、何かに使って欲しいというニーズは必ず出てきます。

○鈴木委員：

思い切って、ニーズの部分はカットした方が良いということでしょうか。

○横道委員長：

原則売却、100パーセント絶対に売却以外はありえないとも言い切れないのですが、活用を認めてしまうと、結局は原田副委員長のご指摘通り、今までと変わらないことになると思います。

○原田副委員長：

市役所の財政効率化の観点から申し上げますと、建てるという意欲に従って無駄な仕事をさせないためには、土地を持たせないようにし、できるだけ例外がないことが私は良いと思います。ただし、100パーセント売却ではないということは了解いたします。しかしそれで効率化が進むかという、必ずしもそうではなくて、建物がとても大きくなってしまってメンテナンスコストが上がるということも考えられます。土地に単純に低層の建物を建てていくのと、どちらが本当に効率的かを複合化の検討する際に問題意識をもつ必要があると思います。

○田中（巖）委員：

市民のニーズが完全に掴みきれない現状では、さらなる総量抑制・削減の取組というような方向は重要な視点として打ち出したとしながらも、新たな行政ニーズへの対応は外せないと考えます。具体的にフロー図で述べると、さらなる総量抑制・削減の取組の下部に、売却・貸付等を統廃合、複合化、転用と並列に配置して、その下に余剰地の創出という項目を配置、そしてその下にあらたな行政ニーズへの対応という項目を削除しないで、残しておけば良いと考えます。

○原田副委員長：

「複合化で対応できないような行政ニーズがあれば」の一文を、新たな行政ニーズへの対応等に加えるべきだと思います。それがないと複合化の意味がありません。例えばAという機能を持つ施設へ、Bの機能を付加して複合化する。その際これが新たな行政ニーズにあたるかは別として、例えばグリーンベルトを付加するということは施設の複合化では整備できないので、そういった意味のカッコつきの活用が例外として想定されます。そうすると複合化をどう考えるかがポイントになると思います。

○鈴木委員：

公共施設等の総量抑制・削減への活用の代わりに、量的適正化、質的適正化と記述し、その後の選択肢として、統廃合、複合化、転用、売却・貸付等と記述してすると、公共施設等跡地等活用方針というよりも、資料4の公共施設等総合管理計画と区別がつかなくなってしまう。田中（巖）委員の仰っていることは、公共施設等総合管理計画の、1層、2層で考えるものなのかなと思います。

○横道委員長：

事務局も新たな行政ニーズへの対応を消しきれていませんが、問題は従来と同じように進めて行くと、従来のように拡大しないまでも、新たなニーズに従って施設が次々と出てきてしまうのではないかということです。つまり新たなニーズへの対応を否定はしませんが、どのようにして厳しく制限していくかが困難です。原田副委員長の仰ったよ

うに、原則は複合化で、複合化できないもの以外は新たな利用を認めないとするなど、何らかの制限をかけて、土地をコントロールする必要性をどのように書き込んでいくかが課題です。

今回出た意見を事務局はまとめて、また次回に案を示していただきたいと思います。

議題4 公共施設等総合管理計画について

○横道委員長：

議題4について事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料4について説明)

○横道委員長：

資料4は公共施設等総合管理計画の骨子のようなものですか。

○事務局：

そのとおりです。適正配置に係る基本方針の見直しも、この趣旨に沿ったものにした
いと考えています。

○中村委員：

2目指すべき方向性のなかに記載された、膨張抑制から総量抑制へ向けた再編、公共施設等の有効活用の2項目は良いのですが、地域力の向上という項目は唐突感があります。これは公共施設を上手くコントロールしていくことによって、コミュニティが充実することを期待しているのでしょうか。また、この3項目のプライオリティは表記順なのか、それとも同列なのかを教えてください。

○事務局：

まず地域力の向上については、先ほどの原田委員のご発言に近い部分がございます。集約、複合化により異なる機能を持つ施設が、同居することによって、従来別々の施設を利用されていて、まったく会うことのなかった方々の交流を生み出せるのではないかと考えています。このことに対する理念もあり、あえて地域力の向上として頭出しをしているものです。またどの項目のプライオリティが高いかというご質問ですが、順番はありません。しかし、まず総量抑制も大切ですし、公共施設の有効活用も大切な中で、この2項目を取り組むことで、地域力の向上が生まれてくるという考え方で3項目としています。したがって地域力の向上はソフト面の取組になります。

○中村委員：

2つの取組が地域力の向上につながることを期待してということですね。

○鈴木委員：

中村委員の仰られたことを、大きくくりで言うと、少子高齢化時代の新たな行政ニーズへの対応、新たなコミュニティの創造とするとすっきりします。

しかしそのような記述にすると、先ほどの跡地等活用方針と変わらないものになってしまいます。

○原田副委員長：

資料3と違い、資料4は国や都に出す資料をイメージしているのでしょうか。調べたところでは、総務省から依頼があって、99.7%の市町村が策定予定となっています。きちんと将来試算をしないといけないので、作成したというものと感じています。

○横道委員長：

原田副委員長の指摘が全部ではないのですが、西東京市は、総務省の依頼に先行して公共施設の適正化の計画を策定しているので、現在の計画を少し見直して、総務省からの要請に応えられるものにしようと考えています。特にご議論いただきたいのは目標値で、他の部分はこのようなもので良いと思いますが、こういうのをどう考えるかということになります。

○鈴木委員：

目標値の設定ですが、例2：コスト指標と例3：債務償還可能年数が良いと思います。民間企業でいうと、設備投資の額はフリーキャッシュフローの範囲内です。つまり利益と減価償却費を足した額以内に収めた額という数値目標を持っています。それを踏襲すると新地方公会計でも良いですし、財務省の行政キャッシュフロー計算書でも良いです。本当は財務省方式の方を私は推しますが、キャッシュフローがいくらかという設備投資の上限を設定する場合には良いと思います。民間企業の経営の発想からするとすんなりいくのだと思います。

例3：債務償還可能年数については、E県T町が使っている事例もありますが、結局例2とほぼ同義になります。かたや投資的経費の金額の量で表して、かたや指標で表していて相互補完的となりますので、私は行革大綱の民間、経営という発想のコンセプトと合致している例2、例3を推します。

また付け加えると、4適正配置有効活用のStep5の課題の優先順位の検証についても、総務省の委員をしているE県T町でも、事業を格付けのように優先順位で並べて、財政の余力の範囲で実施するという方式をとっています。これはなかなか勇気のある手法ですが、経営、選択と集中という名に相応しいやり方だと思うので、優先順位の検証というのは推進していただきたいと思います。これまでの公平の原則で進めてきた行政の手法からすると非常に革新的なものだと思います。

○田中（巖）委員：

2目指すべき方向性のなかに記載された、地域力の向上という項目名称ですが、共同意識、或いは住民の共同体意識のようなニュアンスを、地域力という言葉に込めているとは感じますが、言葉としては適切ではないと思います。

また1策定の趣旨の部分では、取り巻く現状、及び将来への備えの項目で、厳しい財政状況や、財政の健全化を自明のように掲げていますが、これは施設ニーズを抑制するために、財政問題が書かれているのではないのでしょうか。敢えて公共施設等総合管理計画の策定の背景に記載することについて、私自身は疑問に思います。

施設の適正化の検討にあたっては、周辺施設との関連で、その施設について考えるということが資料4で提起されていますが、それに加えて施設へのアクセスを、施設の性格に応じて言及する必要があると思います。私は家にいることが多く、買い物等に歩くのも500メートル範囲位なのですが、スポーツセンターを利用したいと考えた際に、

芝久保町の自宅から、はなバスを利用し、田無駅で路線バスに乗り換えなければなりません。ある程度広域的ニーズに応えるような施設については、現状の交通アクセス状況を徒歩圏、自転車圏、自動車圏のような形で分析して、公共交通機関が利用しやすくとといった視点も、公共施設の配置の考え方には必要と考えます。

○事務局：

財源についてのご指摘ですが、公共施設等総合管理計画には策定の指針が出されており、ライフサイクルコストや充実可能な財源について中期的な見込み等を記載することとされています。まず財政状況が厳しいという現状認識のもとに、施設の現状も見据え、維持管理経費や更新費用についてどのように対応していくべきかということを考えて上で、総量抑制や、適正配置の考え方をお示ししていくものと考えています。

また交通アクセスの視点ですが、施設の性格上、行政が用意すべき施設であれば、当然交通アクセスを考慮しなければなりません。しかし市場に委ねても良いような分野の施設については、本当に行政で維持すべきものなのかについても検討しなくてはなりません。市民交流施設のように徒歩圏内に現在でも整備されているものとは別に、選択的に使用されている施設については、ご不便をかけてしまうかもしれませんが、全て徒歩圏内に整備するとか、全て交通の利便性の良いところに整備する、交通の利便性の悪いところには交通機関を整備するとなると、財政の硬直化がますます進んでしまいますので、そこは補正していきたいと考えています。しかし、市民目線からのご意見として利便性の観点からのご指摘というのは充分理解できますが、行政の立場からすると交通アクセス等を配慮してどこまで整備していくかについては、選択していかなければならないと考えます。

○横道委員長：

交通アクセスの視点は、どこまで認めるかは別としても考慮すべきものと思います。

また田中（巖）委員が最初にご指摘いただいた部分については、西東京市の財政状況が厳しくないという御認識をお持ちであるならば、私はそれは違うという認識です。

○鈴木委員：

財政が厳しいという視点は、現在、将来の2種類があります。私の分析では現在の西東京市の財政状況は健全な部類に入っていると思いますが、他団体と同様、将来的には人口減少社会に入って税収は減少していきます。国も債務が増えてきて、地方交付税や補助金をなかなか支出しにくくなっている。そうすると、人口減少と国の債務の増大がある限り、将来に視点を置けば、財政状況は厳しくなります。この公共施設等総合管理計画は視点が将来にあるので、厳しい財政状況というのは自然なことだと思います。ただし、表現の方法として、財政制約の今後の人口減に伴う減額だとか、人口減に伴う収入減少見込みに変更する、またはそういう意味を込めて厳しい財政状況と記載するなど、そういうところでコンセンサスを経ていけば良いと思います。

○上野委員：

公共施設のアセットマネジメントはどこの自治体でも非常に大きな課題で、漠然とこのままではいけないということは誰でも認識している状況です。大変失礼ながら先ほどの議論を聞いていますと、跡地活用についても、存続させる意義が薄れた施設については積極的に廃止も検討する、施設整備等の検討にあたってはスリム化を図るなど、

自明のことを何故わざわざ記載するのかとかという疑問があります。

また先鋭的に取り組んでいる自治体は、相当大規模に専門のコンサルに、相当の内容を依頼して、第三者的な目を入れながら、全体が俯瞰されたカルテを普通描いているものです。西東京市が抱えている全公共施設のストックが、どのようにリストアップされていて、それらの運営・運用コストや、今後10年、20年の維持管理、改築コストや、場合によっては寿命が来た場合の改築せざるをえない場合のコスト、それらが今後10年、20年のアセットマネジメントがどのようにカルテとして診断されていて、それを市の財政状況、将来の人口減、財政指数の予想を照らし合わせて、それらを抱え込むことが可能であるか、ここまでは削減しないとならないといった診断はできているのでしょうか。

事務局：

現時点では上野委員が仰るような水準までは明確なデータとして持ち合わせていません。今後はそのようなデータを資料として揃えながら、最終的には総合管理計画としてまとめるにあたっては、目標値の設定に関わる問題なので、上野委員が仰られたところまで作成しなければならないと考えています。今後の施設の更新需要ですとか、更新コストについては平成19年度に作成した施設白書や、平成20年度に作成した公共施設保全計画などで試算をしておりますが、その後も新市建設計画に伴い施設保有量も増えていることから、改めて今年度と来年度に施設白書と保全計画の改定を行うこととなっております。その中では総務省が推奨する地域総合整備財団の試算ソフトを使いながら今後の更新需要を試算し、今年度から来年度にかけて当委員会にもお示ししていきたいと考えております。

○上野委員：

そういったデータとか資料がないと、延べ床面積の何%とか、コストの目標何億円以内とか、そういう議論がこの場ではできません。その議論をここに期待しているわけではないのですか。

○事務局：

具体的な数字に関しては、現在お示しできるデータを持ち合わせていないためご議論いただけないのですが、目標管理の視点として、どのような考え方で管理していくのが望ましいかについてご議論いただきたくため、例示として金額、面積、財政指標を上げさせていただいております。今後データをお示していく中で、目標値はご議論いただきたいと思います。

○横道委員長：

今回の議論は施設管理計画を作るというよりは、基本的な考え方を作るものです。目標値の設定にあたっては定量的なデータを積み上げて判断していくわけですが、今回は、延べ床面積の何%削減という考え方がいいのか、投資的経費に上限を設けるという考え方がいいのかといった議論をしていただきたいということだと思います。

それから上野委員ご指摘のとおり、当たり前のことと言えばその通りの内容の部分ですが、実際問題西東京市でそれが実行できているかと言えばそれが出来ていません。特に西東京市の場合は合併に伴って新市建設計画で新しい施設を整備する一方で、施設の統廃合という考え方もありましたが、そちらはほとんど進みませんでした。そこを方向転換したことをはっきりさせるという意味のものとなるものですから、改めてきっちり

と記述したということだと思います。

○上野委員：

23年11月の適正配置に関する基本計画を見ても、具体的なことが書かれていません。こういう課題があるとか、進めて行きますとか、検討しますとか、このようなことを繰り返していても、いつまでも公共施設の整理には行きつかないのではないかと思います。これを再度作成するということですか。

○横道委員長：

そのようなことにはならないと思います。田中（巖）委員の財政のお話とも関係しますが、合併時の約束により合併特例債があり、交付税の合併算定替えがあるという財源保障の中で、様々な施設を作るということになり、この間施設が数も総量も増えてきています。その合併の特例期間が終了して膨張抑制から総量抑制に切り替えなければならない時期に来ていますので、総務省の示した全国的な考え方に合わせていく形で、もう少しきっちりとした書き方になると思います。

○原田副委員長：

例2：コスト目標は必ず計算するはずですが、計算しないで例3：財政指標ということにはならないはずですが。そうであれば、例2を使わない手はありません。また総務省推奨の試算ソフトもあるわけですし、99.7パーセントの自治体が公共施設等総合管理計画を策定するということから、他の自治体も総務省推奨の試算ソフトを使用した試算結果を掲載することが予想されます。しかし試算結果で示された更新費用を支払えるか否かが課題ですから、それを判断するのは例3だと思います。したがって、先ほど鈴木委員が仰ったとおり、例2と例3の併用が良いと考えます。

○横道委員長：

例1：量的目標という視点は分かり易いですが、他市ではどうですか。

○事務局：

セミナー等で事例発表をされている団体は、例1：量的目標、床面積の何パーセントという目標を採用されているところが比較的多いです。市民や職員へ向けての説明として目標が明確であること。例2：コスト目標や例3：財政指標の場合は建設コストの上昇や特定財源の確保状況等の他の要因に左右されることも含め、達成状況が計測しにくくなる部分もあると考えています。

○横道委員長：

指標の設定は1つに限らないのですか。

○事務局：

目標の設定は、内容も数も自由に設定できます。

○原田副委員長：

しかし総務省は自治体間の比較をしたいと思いますし、地域総合整備財団のソフトを総務省が推奨していることから、例2のコスト目標にあたる試算はすることになると思

ます。

○鈴木委員：

例1：量的目標が多いという話でしたが、これは先進ではなく、先行する事例だと思います。公共施設をとりまく現状の問題意識としては、厳しくなる財政状況や少子高齢化の問題がありますが、財政の視点すなわちコスト目標、財政目標が問題に対する解決策として対応する目標だと考えます。総量抑制ですと、減らすことが目的となって手段が目的化する恐れがあります。

○横道委員長：

数で表せば分かりやすいのですが、職員定数削減でもそのような課題はあります。

○鈴木委員：

例えば建築コストが大幅に低下したならば、数値目標は下げても良いと考えます。その方が市民のためには良いと考えます。

○原田副委員長：

延べ床面積をグラフで表すと、斜めに下がっていくことはなく、階段状に低下していくもので、すなわちどこかの施設を廃止するということと直結します。このような性質のものについて、数値目標を掲げることには疑問を感じます。

○鈴木委員：

M市の市民講演で百貨店の例を挙げたのですが、総量抑制とは少し異なりますが、百貨店では売り場を家電や洋服の量販店に明け渡しています。少子高齢化を踏まえ、残した売り場面積においても子供服売り場を縮小し、高齢者向けの売り場へと転換しています。公共施設もニーズに合わせて床面積の構成を変えていくと同時に、公が使う面積を減らし民間等へ賃貸するなどしていく。そういう意味で、経営を変えるという形での総量抑制ということも可能ではないでしょうか。

○原田副委員長：

そういう方法はあるかもれませんね。

○牧野委員：

階数のうち4階だけをどこか民間に貸すという考え方ですか。

○鈴木委員：

例えばそういうこともあると考えます。

○田中（巖）委員：

公共施設総合管理計画は法律によって策定が義務付けられてはいないと思います。

○事務局：

義務付けられてはいませんが、総務省から策定するように要請されています。

○田中（巖）委員：

国の指示に従って計画を作るのではなくて、市の必要に従って策定するというスタンスと考えます。国の示す方向性や他自治体の動向は大いに気にして良いと思いますが、それをもって市の方向性が決められるものではないと思います。

○事務局：

策定に関する指針に基づきつつ、市の実情に合わせたものを策定したいと考えていますが、そもそも市としても公共施設に対して課題意識をもっていて、それが国と方向性としては一致していたという認識です。

○田中（巖）委員：

定員管理については、国からの強い要請、事実上の指示に近い形で取組がなされていて、形式的には義務ではなくても、基準財政需要額の算定の際に不利益を被るという扱いを受けたりして、実質的に国が示した方向性に従わせられるという側面があるでしょうが、この公共施設総合管理計画については、そのような財政措置とのリンクは特になんかと思っています。

○事務局：

計画策定にあたっては特別交付税の措置や、建物の除却に係る起債が可能となる等の財政支援があります。

○横道委員長：

国から無理やり計画を策定させられているという意識ではなくて、西東京市は合併特例期間が終了して公共施設の整理に取り組まなければならない状況にあり、計画を策定したものの、上野委員の仰ったように、計画としては甘いところがあったため、もっと厳しい計画を立案しなくてはならない状況にあった時期に、ちょうど総務省から計画策定の要請があったものです。その場合特例措置として公共施設等を除却する際の起債を認めるということがあるので、現在の計画を国の指針に合った形に見直すことで、国の要請に対する対応をしようというものです。

○田中（巖）委員：

最初は、西東京市のために必要な計画ということでスタートしたものであるのに、あるところから、国の意向がという話が割合と強くなったので疑問を呈しました。

上野委員からこうした議論をする際に、抽象的なあり方や原則を議論するのではなく、データに基づいて議論すべきという提起がなされました。財政についても同様に、維持管理コスト等についても、経常経費と財源の観点から、財政の硬直化の一要因であることを示して、財政問題と公共施設の問題を関連付けていくことが必要と思います。財政一般論ではなく、個別的に改修事業についても投資的経費と、財源、経常財源余剰と将来の見通しをデータとして見ながら議論をしたいと考えています。

○横道委員長：

いま色々なご議論がありましたが、公共施設総合管理計画の方向性は事務局の方で作成してください。目標値の設定についても色々なご意見がでましたが、上野委員や田中（巖）委員から指摘のあった色々なデータは、策定していく過程で、事務局の方で随時

報告をしてください。

○事務局：

策定の段階でお示しできるデータについてはお示ししたいと考えています。

○横道委員長：

公共施設の総合管理計画については、今日の議論を踏まえて、事務局でさらに検討をしていただきたいと思います。

議題5 公共施設の個別課題に係る考察について

○横道委員長：

個別課題の考察について、まずは市民会館の部分から、説明をお願いします。

○事務局：

(資料4に沿って説明)

○横道委員長：

何か質問やご意見はございますか。

○上野委員：

市民会館について、そのまま建て替えるのではなく、複合化すると色々な使い方ができるということを投げかけられているのでしょうか。

○横道委員長：

事務局としては先ほど議論した総合管理計画の基本的な考え方の手順を踏まえて検討をしたら、このような方向が出たというものを示したものです。それに加えて廃止するという考えもあります。

○鈴木委員：

この施設の存廃を今日決めるのですか。

○横道委員長：

これは総合管理計画の議論で出たstep1からstep5の手順を具体的に行ったところ、このようなものができたというものです。これを見てご意見はございますか。

○鈴木委員：

先ほど上野委員も仰られましたが、施設白書を作成し、フルコストを計算した上で、これを合体させた計画になるのですか。

○横道委員長：

それは大変重要な点で、建設費とか維持費とかそういう数字は全く入っていないので、それを含めてどうするかという議論が当然必要だと思います。

○上野委員：

廃止か存続かという選択について、こもれびホールという施設があるのだから市民会館は廃止しても良いのではないかという意見と、市民会館を存続させて継続使用か、建替えかという議論と、建て替えではなくいったんスケルトンの状態にして長寿命化改修をすればコストが三割くらい下がるというような選択肢を無理やりつけることも可能です。それをstepに基づいて存続させるならば、このようなやり方で存続建替えできますということを問うている意味が理解できません。

○横道委員長：

事務局の気持ちとしては老朽化の喫緊の課題がある市民会館についてstep1からstep5を経たケーススタディとして取り上げたものと思います。市民会館は上野委員ご指摘の通り他の施設があるなかで、廃止をしても良いのではないかという議論があったので、事務局なりにシュミレーションしたものと思います。これで決定したわけではありません。

○中村委員：

今の事務局の説明を聞いていて、稼働率が高い部分もあるから、市民会館を廃止するのではなくて、存続の一形態を考えるというように聞こえます。稼働率が高いところを見ますと、体育室、展示室、プレイルームとなっています。しかし市民会館の体育室、展示室、プレイルームというものは、行政として提供しなくてはならないサービスなのかどうかについて検討すべきではないかと思います。稼働率が高いから、存続させるべきという考え方は、ややおかしいのかなという印象をもちました。

例えば展示室はどのような使われ方をしているところですか。

○事務局：

展示室は市民団体さんなどが行った、様々な研究の成果を披露したり、創作をされた作品を飾ったりするスペースです。

○中村委員：

これは例えば田無庁舎の入口に移転して、市民会館においては不要という選択肢もありえますか。

○事務局：

考え方としては当然あり得えます。実際田無庁舎にも展示スペースがございます。

○横道委員長：

市民会館の設置の経緯も含めて説明してください。

○事務局：

市民会館は、旧田無市の福祉会館として建設されたもので、建築当時は旧保谷市の福祉会館と同様に入浴施設があつて、そこから交流を始めるという考えがありました。公会堂は元々あつたものの、福祉目的の建物が、現在は文化施設になっています。

○鈴木委員：

この判断手順で、不足しているものを提示すると、来場している方の特性や、維持管

理費と減価償却のフルコストを積算していないことです。図書館の例でいえば一冊の貸し出しにいくら費用がかかっているのかを積算し、仮に一冊400円で貸出を行っていて、貸本屋で一冊50円で借られるのであれば行政でやるべきかどうか。もしくは貸本屋では扱わないような図書を取りそろえるというコンセプト転換をするという意味決定ができます。そういった転用とかコンセプト転換とか廃止とかを判断するには、フルコスト情報と、単位当たりコストの情報が必要です。事務事業評価で補助金1件あたりの支出を算出しているのと同様です。稼働率という点で行政目的を達成しているのか、また市の支出としてふさわしい額か、全体の経常収支比率との比較で妥当なものなのか、そういった判断フローが必要だと思います。

○田中（巖）委員：

それは図書館のあり方について言っているのですか。

○鈴木委員：

例で図書館をあげましたが、市民会館でいうと、会議室の一回当たりの料金までプレイクダウンして、貸し会議室と比較して判断するということです。

○横道委員長：

このフローに少々疑問があるのですが、存続か廃止かという分岐点で、まず存続となっていることに皆さん抵抗があるのではないのでしょうか。私は経緯を知っていますが、施設が老朽化していますから、このまま市民会館を放置しておくことができません。ただし周辺施設等を考慮すると、現在の規模のまま建て替えるというのは疑問がある。そこで今議論があったとおり、コストを見て廃止するのか、或いは残すとしたらどういう形がベターですかという選択にならないといけない。

○事務局：

そのあたりは検討します。

○原田副委員長：

今日のアジェンダのゴールはどこなのでしょう。鈴木委員が仰ったように、建物存続の判断材料としてどのような情報が必要であるのかを議論するのか、それとも一件審査で施設の存続の可否を審議するのかどちらですか。

○事務局：

今日のご意見をいただければと思います。

○横道委員長：

かなり現実的な問題のある事例を出して、皆さんのご意見を聞かせて頂くという段階だと思います。

○原田副委員長：

鈴木委員のご指摘は、施設ひとつひとつの判断に必要なものと思いますが、複合化す場合は、全てを見て判断しなければなりません。要するに他に何か複合化する施設があるかという情報がないとならない。この情報だけでは一件審査にも至らない情報

量だと思えます。

○横道委員長：

本日は、いまあるデータを元にご議論いただければと思いますが、もうひとつ用意されている庁舎についても説明をお願いします。

○事務局：

(資料4に沿って説明)

○横道委員長：

今まで田無庁舎、保谷庁舎、新たな庁舎の3案で庁舎統合について議論してきましたが、加えて保谷庁舎の老朽化がまったなしであるということから、暫定的な対応案が示されて、合わせて4案になったと事務局から説明がありました。今までの市民説明会などの状況についても説明してください。

○事務局：

平成26年度に入ってから4月・5月には庁舎統合方針の素案について説明させていただいて、いくつかご意見を頂きました。いただいたご意見の検討結果を8月にご説明をしたのですが、その中のひとつに保谷庁舎の老朽化への対応として田無庁舎を有効活用してはというご意見に対応する案として、今日のような検討ができるかもしれないという案を示させていただいています。

○横道委員長：

確認ですが、市民には3案で示してきたけれども、市民からの意見を受けて、暫定案を作成したということですか。

○事務局：

あくまで3案で説明してきて、市民から頂いた意見の検証として暫定的な対応ができるかもしれないという、可能性としてお示しするところまでしかしていません。

○横道委員長：

市民の意見を聞く中で考えられたのが暫定案であるということですね。

○事務局：

そのとおりです。

○原田副委員長：

もし委員長との質疑応答のやりとりがある結論であるならば、もう一回手順を踏んでいく必要があるという気がしています。内容の是非だけではなくて、この3案から4案目が出てきたということの経緯と、それなりに合理性はあると思いますが、やはり合理性を説明する必要があると思います。

(原田副委員長退席)

○上野委員：

平成26年度中に庁舎の位置を決めて、庁舎統合方針を決定するという事は、3月までにやるということですね。新たな用地での統合はあり得ないと思いますが、田無庁舎か保谷庁舎でしょうかという議論がかなり進んできているなかで、この暫定的な方策がでてきたのですか。

○事務局：

暫定的な案というのは先程申し上げた通り、市民方から意見を頂いて検証する中から出てきたものです。全ての案に一長一短がある中で、内部で検討を進めてきているところで、この4案になってきてお示したというところです。

○田中（巖）委員：

暫定的な対応というのは、他の3案を選択するという余地を残すということですか。

保谷庁舎の耐震強化を行って、田無庁舎も長く使えるように改修するという事も含めているのでしょうか。

○事務局：

暫定的な案ですので、将来はその先を見据えていかなければならないと考えています。

○横道委員長：

喫緊の課題として保谷庁舎の老朽化があります。あと4年で耐用年数です。それを前提として、新しい用地を現時点で求めることは不可能ですから、市民の話を聞いていく中で、保谷庁舎の古い庁舎を取り壊すための対応を考えて、保谷庁舎の敷地、田無庁舎の周辺に分散配置をして、田無庁舎はまだ使えますので、田無庁舎の耐用年数までは暫定的に移転する。新しい庁舎を新設するのはその先に考えましょうという提案です。

○上野委員：

結論は先延ばしにするということですか。

○横道委員長：

暫定という言葉は使っていますが、どのくらいもつのですか。

○事務局：

田無庁舎はあと20年程あります。

○横道委員長：

暫定と言いつつも、20年ありますので、検討期間は充分あるということです。1年2年の暫定という意味ではないということです。

○上野委員：

新庁舎を建てないで、ずっと検討して行って、その時の情勢に応じて空いた施設に移転していてもいいかもしれませんね。

○横道委員長：

公共施設総合管理計画と同じで少しずつ具体的になっていくのかと思いますが、今後も情報提供は続くようですので、意見も引き続きいただければということのようです。今日は案を選択するということではないので、庁舎についてもまた情報があると思います。

議題6 その他

○横道委員長：

その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回は1月9日（金曜日）午前9時から田無庁舎3階庁議室で開催します。

○横道委員長：

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。